

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において、溶接工として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、事業場においてブロックの上で溶接作業中にワイヤーを取ろうとして足を踏み外し、深さ約○mの穴に転落し、負傷した。
請求人は、平成○年○月○日、D病院に受診し「右肩腱板断裂」と診断され、療養の結果、平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）した。
- 3 請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に対して障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の右肩関節の機能障害について、E医師は、高度可動域制限（肩関節拘縮）を認め、また、F医師は、著しい障害を残すものに該当すると所見しており、さらに、G医師は、断裂した腱板を上腕骨に付着させる金属が複数認められ、この場合肩の可動域制限を残すことがある旨述べており、右肩関節に機能障害が残存していることが認められるところ、E医師及びF医師の可動域の測定結果から、請求人の右肩関節の可動域は健側の可動域の2分の1以下に制限されており、「関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当するものと判断される。

この点、E医師は、平成○年○月○日の受診時には、右肩はほぼ動かせない状態であった旨述べており、請求人は、右肩関節は「関節の用を廃したもの」と評価されるべき旨主張しているが、E医師は、「右肩MRI 肩関節に明らかな所見は認めず」と述べ、また、G医師が「骨性硬直は認められない」と述べているように、関節が癒合し骨性強直しているものとは認められず、さらに、E医師が、同年○月○日の治癒時において「右肩自動挙上（屈曲）は90°」と所見していることからすると、少なくとも治癒時において、関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態にあるものであったとも認めることはできないところであり、請求人の右肩関節について、「関節の用を廃したもの」とは認めることはできない。

また、請求人の右肘関節の機能障害について、E医師は、平成○年○月○日の治癒時において、「右肘関節可動域に関しては異常は認めていない」と述べ、右肘関節の機能障害の残存を否定している。

一方で、同医師は、平成○年○月○日付け診断書においては「右肘自動運動では伸展0°、屈曲90°、右肘他動運動では伸展0°、屈曲120°」と述べ、右肘関節の可動域制限を認めている。しかしながら、同医師の可動域の測定結果からは健側の可動域が不明であるものの、参考可動域の4分の3以下に制限されているとまでは認められず、自動運動で評価すべき特別の事情も認められないことからすると、たとえ、請求人の右肘関節にある程度の可動域制限が残存していたとしても、障害等級に該当する程度の障害には至っていないものと判断される。

したがって、当審査会としては、請求人に残存する上肢の機能障害は、右肩関節の機能に著しい障害を残すものであって、「1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」（障害等級第10級の9）に該当するものと判断する。

(2) 請求人の右肩関節を中心とする上肢の疼痛について、E医師は、「疼痛による肩関節運動の減少が拘縮の原因となり、それがまた疼痛の原因となる悪循環が予想される」、「術後疼痛の残存が肩関節可動域減少、拘縮の原因となり、さらに疼痛を増悪させていると考える」述べ、肩関節の可動域制限によるものと意見するとともに、「術後の疼痛に関しては、MRIでも腱板の修復を認めており、原因ははっきりしない」と述べ、器質的な原因を否定していることからすると、請求人の上肢の神経症状は、右肩関節の機能障害に派生しているものとみるのが妥当であり、障害等級は、いずれか上位の等級によることとなり、機能障害の等級が上位であることから、当審査会としても、請求人に残存する障害の障害等級は第10級であると判断する。

(3) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害等級第10級に応ずる障害補償給付を支給する旨の本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。